○農林水産省告示第千二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県佐野市並木町字中妻二六七の二・二六八の二・二七三の三・二七五の二・二七六・字川入三一七から三二一まで・三二二の一・三二三・三二四の一・三二五の一・三二七・三三四・三三五の一（以上十七筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県岩手郡岩手町大字川口第三二地割二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区水見色字藤渕二〇五二の一七・二〇五二の二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇五二の二六、二〇五二の三三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府南丹市美山町佐々里中ノ谷六二の八、六六の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区横沢字シトブ四六二の一・四六二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県栗東市観音寺字平谷四五九の一九、四五九の二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　公共施設用地とするため

○農林水産省告示第千二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県栗東市荒張字金勝山一三九一の四五・一三九一の五〇（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一三九一の四六（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢二九七五の三六九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県佐久市田口字広川原一九九の八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市下平四一四一の一五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県今治市玉川町龍岡上字四天神道上甲八〇〇の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大野瀬町ネヨリソト九の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市林添町下三五田和四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町八橋字大野一の一二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため